事務機器及び通信機器	
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	
その他のもの	五三
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	
その他のもの	五四
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五五
その他の事務機器	五五六
テレタイプライター及びファクシミリ	六
インターホーン及び放送用設備	
電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	一〇六
その他のもの	
時計、試験機器及び測定機器	
時計	一〇五五
度量衡器	
試験又は測定機器	
光学機器及び写真製作機器	
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	八五
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	
看板及び広告器具	
看板、ネオンサイン及び気球	一〇五
マネキン人形及び模型	二三
その他のもの	
主として金属製のもの	
その他のもの	
容器及び金庫	
ボンベ	
溶接製のもの	
鍛造製のもの	六
塩素用のもの	一〇八
その他のもの	
ドラムかん、コンテナーその他の容器	七
大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	二三
その他のもの	
金属製のもの	
その他のもの	

金庫	
手さげ金庫	二〇五
その他のもの	
理容又は美容機器	五
医療機器	
消毒殺菌用機器	四
手術機器	七五
血液透析又は血しよう交換用機器	六
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六七
調剤機器	六七
歯科診療用ユニット	
光学検査機器	八六
ファイバースコープ	
その他のもの	
その他のもの	
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四六
その他のもの	
その他のもの	三一〇五
陶磁器製又はガラス製のもの	
主として金属製のもの	
その他のもの	
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
スポーツ具	三三五二
劇場用観客いす	
どんちよう及び幕	一〇五
衣しよう、かつら、小道具及び大道具	
その他のもの	
主として金属製のもの	
その他のもの	
生物	
植物	
貸付業用のもの	二一五
その他のもの	
動物	二
魚類	四
鳥類	八
その他のもの	